

# 第10回 委託費、 施設型給付費の 内訳について

(株) 福祉総研代表取締役・上席研究員  
松本和也

## Q

公定価格に含まれている人件費などの内訳を知りたいのですが、計算することは可能でしょうか。

第8回では保育所の委託費に関する弾力運用を、第9回では弾力運用の状況を確認するための「収支計算分析表」の書き方を説明しました。今回は収支計算分析表に記載するために必要となる、公定価格の内訳の計算について説明します。

### (1) 収支計算分析表の記載には内訳が必要

収支計算分析表には、下のような欄が設けられています。この欄の額を記入するには、委託費の額の内訳を計算する必要があります。「改善基礎分」とは職員の平均経験年数によって定められる処遇改善等加算Ⅰ基礎分のことで、これを分離した後に人件費分、事業費分、管理費分を分けなければ収支計算分析表に記載することができません。

〈収支計算分析表の項目から〉

- 1 委託費収入（改善基礎分を除く。）
  - (1) 人件費（改善基礎分を除く。）
  - (2) 事業費
  - (3) 管理費（改善基礎分を除く。）
  - ...
- 10 委託費収入のうち改善基礎分

委託費には、人件費分、事業費分、管理費分が含まれて積算されています。逆に言えば、この3つ以外のものは一切含まれていません。そのため借入金の返済などを委託費から充当しようとする、これらに影響を与えることになります。

### (2) 委託費の分類

これらを分類するためには、公定価格の改定に合わせてこども家庭庁から改正・発出される「令和〇年度における私立保育所の運営に要する費用について」（以下「積算通知」と言います。）を参照します。

積算通知の冒頭には、基本分単価に含まれる事業費の額が示されています。令和6年度当初単価では、3歳未満児11,179円、3歳以上児1,932円が事業費として算定されています。

次に基本分単価に含まれる管理費の額は、積算通知の別紙に「基本分単価に含まれている管理費」として一覧表が示されています。この表によれば、施設の所在地域には関係なく、利用定員数と保育認定区分によってそれぞれの管理費の額が記載されています。

以上から、基本分単価から事業費と管理費を控除することにより、人件費分を計算することができます。基本分単価には人件費、事業費、管理費だけが積算されているからです。

次に処遇改善等加算Ⅰ（以下「加算Ⅰ」と言います。）を、人件費分と管理費分に分類します。加算Ⅰは基礎分と賃金改善要件分に分かれますが、後者は明らかに人件費分です。一方、基礎分のうち2%相当額は管理費分であることが積算通知に示されています。例えば、職員の平均経験年数が11年以上の場合の加算率は19%ですが、そのうち7%相当額は賃金改善要件分で人件費分、あとの12%のうち2%相当額は管理費分、10%相当額は人件費分ということになり、加算Ⅰの総額を7：2：10に分けることでそれぞれの額を計算できます。

このほか委託費に加算される各種の加算がありますが、これも積算通知の中には下のように記載されており、どの加算が何の分なのかがわかります。

〈積算通知〉

7 その他加算について

① 人件費関係

処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）、処遇改善等加算Ⅱ、処遇改善等加算Ⅲ、3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算、主任保育士専任加算、療育支援加算、事務職員雇上費加算、チーム保育推進加算、栄養管理加算（単価A又はBの区分）

② 管理費関係

減価償却費加算、賃借料加算、冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算、高齢者等活躍促進加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、第三者評価受審加算、栄養管理加算（単価Cの区分）

以上のようにして集計することで、施設に収受される委託費に含まれる人件費分、事業費分、管理費分を計算することができ、下のように収支計算分析表の項目に分類して記載することができるようになります。

	内 訳	収支計算分析表の記載場所	
基本単価	人 件 費 分	1(1)人件費(改善基礎分を除く。)	
	事 業 費 分	1(2)事業費	
	管 理 費 分	1(3)管理費(改善基礎分を除く。)	
加算Ⅰ	賃金改善要件分	1(1)人件費(改善基礎分を除く。)	
	基礎分	人件費分	10委託費収入のうち改善基礎分
		管理費分	10委託費収入のうち改善基礎分
その他加算	人 件 費 分	1(1)人件費(改善基礎分を除く。)	
	管 理 費 分	1(3)管理費(改善基礎分を除く。)	

(3) 施設型給付費への応用と資金検証

保育所における委託費には積算通知が存在することから、このような内訳計算が可能ですが、認定こども園における施設型給付費には積算通知が発出されていないため、正確な計算ができません。しかし保育所由来の認定こども園の場合、その多くは1号認定の児童数は限られており、その多くは2・3号認定児童が大半を占めることが想像されます。

ここで令和6年度当初の公定価格表から、保育所の委託費と認定こども園の施設型給付費の基本単価について、その他地域の利用定員90名施設における標準時間認定の児童を例に比較してみましょう。

〈その他地域・利用定員90名・標準時間認定〉

	年 齢	委 託 費	施設型給付費	差 額
2号	4歳以上児	42,060	43,770	1,710
	3歳児	49,100	50,810	1,710
3号	1・2歳児	106,980	108,690	1,710
	乳児	177,440	179,150	1,710

左下の表からわかるように、保育所の委託費と認定こども園の施設型給付費の基本単価の差額は、どの年齢も同額です。さらに同じ地区で同じ利用定員であれば、短時間認定の児童の場合も標準時間認定の児童と同額の差額になっています。このような単価の差額は、地域区分や児童の年齢によって違いがあるものの、地域区分と利用定員数が同じである限り、すべての児童について同額の差額です。このことは、2・3号認定児童のみが在籍する保育所に対し、認定こども園における2・3号認定児童には何らかの同じ理由による増額分が算定されていることを意味しています。ここに例示した施設の場合、児童1人あたり1,710円の基本単価が増額されていますので、年間では約185万円(1,710円×90人×12か月)の差額になります。

このように認定こども園における増額分が職員配置の違いによるものであって、事業費や管理費が保育所の委託費と同程度であると考えられるならば、施設型給付費についても2・3号認定児童分については委託費と同様に計算することができると考えられます。しかし一方で、1号認定児童の基本単価については計算の根拠となる資料がないのも事実であり、例えば2・3号認定児童分として算定した人件費、事業費、管理費の割合で配分するなど、一定の割り切りのもとで算定するしかありません。

このようにして算定する人件費、事業費、管理費の内訳は、国が算定した必要額をもとに算出されます。そしてこのようにして積算された委託費や施設型給付費を、施設においてどのように支出しているかを確認することは、とても重要なことです。特に資金状況が思わしくないと感じられる施設では、収入に含まれる人件費分と実際に支出されている人件費支出を比較し、事業費や管理費についても同様に比較してみることで、どこに原因があるのかを知る手段の一つになり得ます。ぜひ一度、内訳の算定を行ってみてはいかがでしょうか。